

廃棄物処理法の改正と政省令改正について(概要)

～いわゆる雑品スクラップ対策～

平成30年2月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

廃棄物処理法改正と政省令改正（概要）

- 1. いわゆる雑品スクラップ対策 ... P3
- 2. その他の対策 ... P31
- 3. 施行期日等 ... P35

1.いわゆる雑品スクラップ対策

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



貝塚市提供写真



海上保安庁提供写真

雑品スクラップ火災の例

〔 港湾・船舶で66件、ヤード等陸上で27件
(平成19年～27年、国立環境研究所 寺園淳氏推計) 〕

2. 法改正事項



生活環境への影響発生を抑制

<規制の内容> (第17条の2)

①「有害使用済機器」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に都道府県知事への届出を義務付け

※1 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

※2 届出除外対象者を省令で規定

②政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け

③都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加（これらの違反があったときは罰則の対象）

雑品スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所 寺園淳氏撮影）



掃除機



扇風機



炊飯器

主な政令事項及び省令規定見込事項（いわゆる雑品スクラップ対策関係）

1. 有害使用済機器の指定

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握の蓄積があるリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。

2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- 廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管・処分の基準を基本として定める。
- 火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー等を分別した上で保管・処分させる等の必要な措置を講じる。
- その他、保管の高さ、処分の方法等については、保管等の実態を踏まえて設定する。

3. 届出除外対象者

- 廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者
（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者等※1）
- 小規模事業者（事業場の敷地面積100m²未満の事業者）
- いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行う者
（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等※2）

※1 有害使用済機器と同等の機器の保管等に係る許可等を有し、当該許可等に係る事業場で保管等を行う者に限る。

※2 有害使用済機器の適正保管を行うことが想定される者に限る。

なお、これらを含めた制度の周知については、ガイドラインを策定するほか、全国各ブロックでの説明会、関連業界団体と連携した説明会等を通じて情報提供を行う予定。

①有害使用済機器の指定

有害使用済機器の指定に係る根拠条文

- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。【法第17条の2第1項】

有害使用済機器の概要説明

- 一般家庭や業務上使用されている機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されている物又は潤滑油等の油が使われている物がある。これらの機器が本来の用途での使用を終了し、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、汚水の流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性がある。
- このような機器のうち廃棄物に該当するものについては、既存の法制度の下、適正な管理が促されることとなる。一方、一部が原材料等として相当程度の価値を有するなどのため、廃棄物とは判断できない機器は、これまで法の規制が及ばなかったことから、適正な管理を促すため、これらの機器を有害使用済機器として位置づけ、その取扱いについて一定の規定を設けることとした。
- 有害使用済機器は「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）」と定義されていることから、対象機器が有害使用済機器か否か判断する際には、まず、廃棄物か否かを判断する必要がある。廃棄物該当性の判断に当たっては、従来同様、3. 19通知など既存の通知※等を参考に総合的に判断することとなる。
- その上で、対象物機器が廃棄物と判断されない場合に、改めて有害使用済機器か否か判断することとなり、対象機器が使用を終了している場合は有害使用済機器に該当する。
- なお、「使用を終了し」とは、機器本来の用途での使用を終了したという意味であることから、リユース品や修理して再度使用する機器については本来の用途での使用を終了しているわけではないため有害使用済機器にあたらないことに留意する必要がある。

主な規定見込事項 （※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

1. 有害使用済機器の指定

○基本的考え方

- ・本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。
- ・また、雑品スクラップについて、適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。
- ・これらを前提として、現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。
- ・運用に当たっては、実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。

○対応方針

- ・今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- ・現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- ・その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

有害使用済機器品目一覧

法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。【政令第十六条の二】

一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三 電気洗濯機及び衣類乾燥機

四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ式の物及び液晶式の物【電源として一次電池又は蓄電池を使用しない者に限り、建築物に組み込むことができるように設計した物を除く。】

ロ ブラウン管式のもの

五 電動ミシン

六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十 フィルムカメラ

十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七 電気マッサージ器

十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六 パーソナルコンピュータ

二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九 電子書籍端末

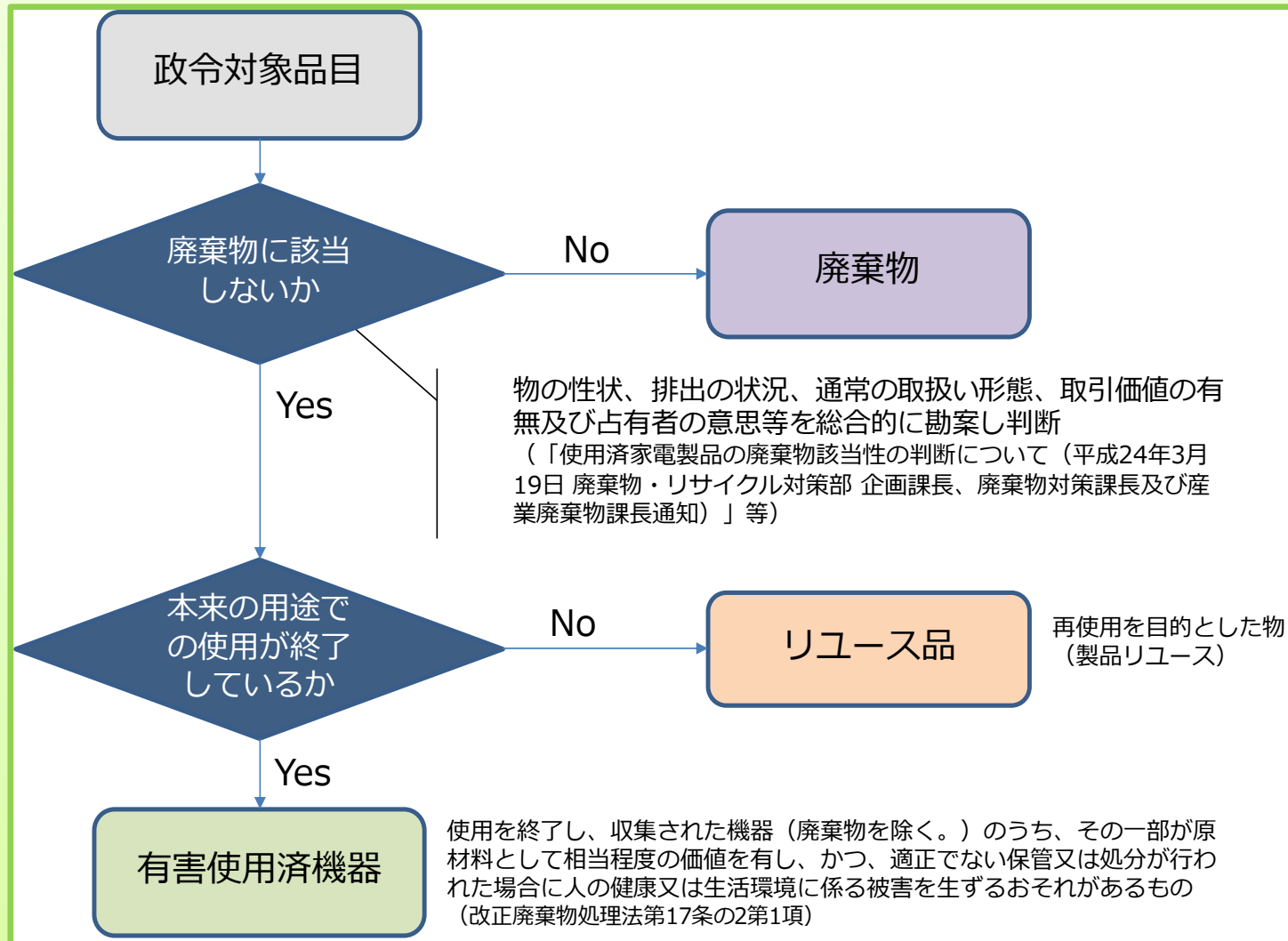
三十 電子時計及び電気時計

三十一 電子楽器及び電気楽器

三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

有害使用済機器の判別

有害使用済機器は廃棄物を除くと定義されていることから、まず対象物の廃棄物の該当性を判断し、廃棄物とは判断されない場合について、改めて有害使用済機器の該当性に関して本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から判断することとなる。



(参考)廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図

リユース品

再使用を目的とした物（製品リユース）

有害使用済機器

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

（改正廃棄物処理法第17条の2第1項）

廃棄物

物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断

（「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長、廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）」等）

有害使用済機器の判別（続き）

破損した機器、部品等の取扱い

- 有害使用済機器はその取扱いの過程で変形したり、破損されたりすることも想定されるが、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器と解する。例えば、下記右の写真のように、ほぼ原形をとどめているプリンターや写真中央のように、ケースの一部がとれているが、パソコンとして判別できるもの、写真右の掃除機のように一部破損しているがとの機器が判別できる場合は有害使用済機器と解する。
- 一方、有害使用済機器を解体し、取り出された部品や原材料となるまで処理されたものは有害使用済機器には該当しない。例えばパソコンを解体し内蔵HDD、基板、電源等の部品単体となったものは有害使用済機器に該当しない。同様に、有害使用済機器を破砕等の処理後、金属製錬の原料用とできるまで選別された基板や、鉄くず、アルミくずなども有害使用済機器には該当しない。
- なお、有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場の廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理する（又は廃棄物の処理業者に処理委託する）必要がある。



プリンター



パソコン



掃除機

部品の取扱い

- 有害使用済機器を解体し、取り出された部品（例えば、モーターやバッテリー等）は、有害使用済機器には該当しない。しかし、モーターなどは、ぞんざいに扱った場合は、油の流出の懸念があることや、バッテリーが出火源と想定される雑品スクラップの火災など、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあります。これらのことを鑑みると、部品によっては、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない容器を用いた保管、風雨にさらされないよう屋内での保管など、生活環境上の支障が生じないような取扱いをすることが望まれます。

原材料の取扱い

- 有害使用済機器保管等業者の中には有害使用済み機器を処理し、金属製錬などの原材料とする事業を行う場合も想定されます。このような原材料となるまで処理されたものは、有害使用済み機器に該当しないが、原材料となるまでの処理に当たっては、保管および処分の基準を遵守する必要がある。
- また、原材料になったものについては、その後の生産工程において要求される品質を満たすためなどの理由で必然的に丁寧に取扱われることが見込まれるが、環境保全の観点からも、分別保管や容器を用いた保管などの取扱いが望まれます。

付属品について

- 有害使用済機器の付属品は有害使用済機器に該当する。一方、電源コードなどは、単独の品目のみを選別保管し、原材料として持出す事業を行う場合も想定される。このように、単独品目に選別され原材料として取扱われる場合は、有害使用済機器に該当しない。

有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合

- 有害使用済機器対象品目と金属スクラップ等その他の物が混合し、この混合物が廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- 一方、混合物が廃棄物とは判断されない場合、混合している対象品目について、廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。
- 以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は有害使用済機器保管等業者に該当します。
- また、有害使用済機器はその他の物（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため（保管基準参照）、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望めます。

②有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の保管及び処分の基準に係る根拠条文

- 有害使用済機器保管等事業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。【法第十七条の二 第二項】

有害使用済機器の保管及び処分の基準の説明

- 有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、**有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境上の影響を防止する必要がある。**

主な規定見込事項 （※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

1. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

○対応方針

- 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- 保管基準のうち、保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応する。特に、勾配については留意する必要があるものの、使用済電子機器の保管状態については、経験的に安定していることを踏まえると、必ずしも廃棄物と同等の勾配に関する規定が必要とはいえないことから、実態に即したものとすることとする。
- 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等必要な措置を講じる。
- 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

有害使用済機器の保管の基準（政令規定事項）

法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。【政令第十六条の三】

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

（１） 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

（２） 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

（１） 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

（２） 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

（３） 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

（４） その他環境省令で定める措置

ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

有害使用済機器の保管及び処分の基準に関する説明

【囲いの設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要がある。また、囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要がある。

【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

- 有害使用済機器の保管に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、保管量、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要がある。

【保管高さ】について

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。

【土壌・地下水汚染防止】について

- 有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要がある。

【飛散流出に関する必要な措置】について

- 屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講じる必要がある。

【生活環境の保全】について

- 有害使用済機器の保管を業として行うにあたっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要がある。

有害使用済機器の保管の基準に関する説明（続き）

【火災・延焼防止】について

- 有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることが指摘されている。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されてる。
- このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講じる必要がある。

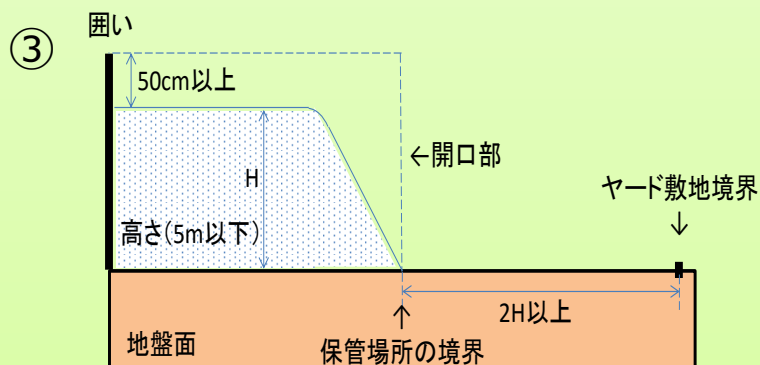
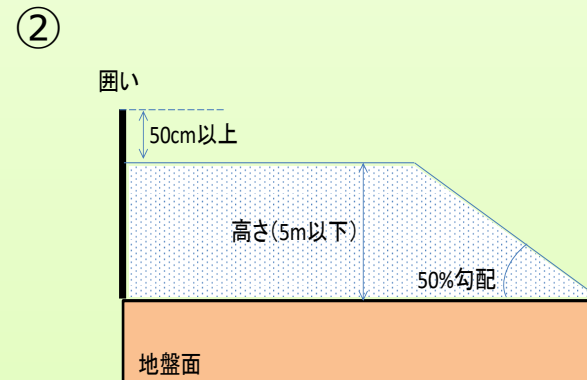
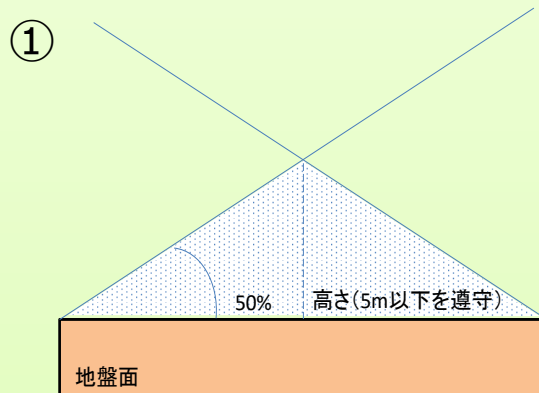
【公衆衛生の保全等】について

- 有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があるため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講じる必要がある。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられる。

保管基準に関する具体的な規定見込みの例

【保管の高さ】について

- 有害使用済機器の保管に際しては、機器及びその一部が周辺に飛散流出しないように保管する必要がある。
- 屋内での保管、容器を用いた保管、などが考えられるが、容器を用いず屋外で山積み保管する場合も想定される。
- その場合、①堅牢な囲い接しない場合は、水平面に対し五十パーセントの勾配として保管する。②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）③三方を堅牢な囲いでかこむ場合に3つの場合について基準が定められている。



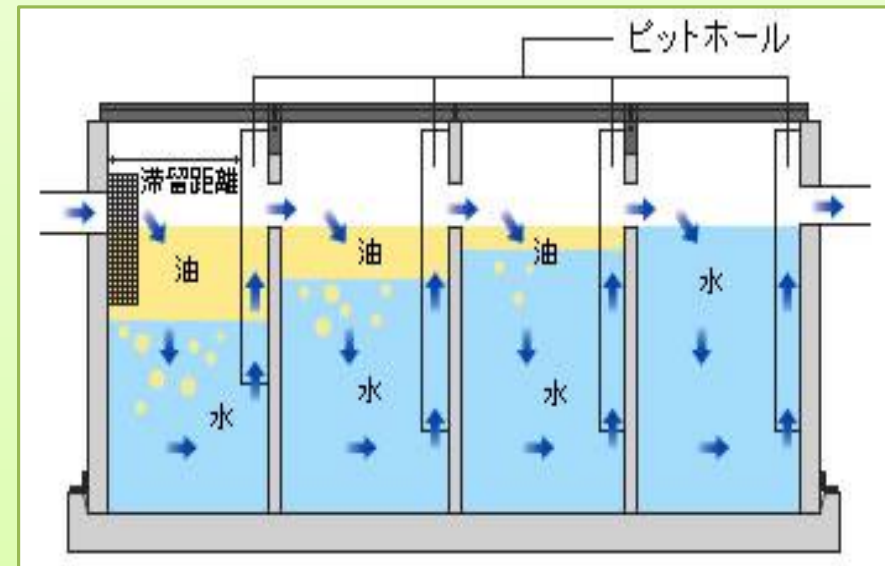
保管基準に関する具体的な規定見込みの例（続き）

【土壌・地下水汚染防止】について

- 汚水や油が流出するおそれがある場合には、保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する等必要な措置を講じる必要がある。
- 排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要がある。



コンクリート舗装イメージ

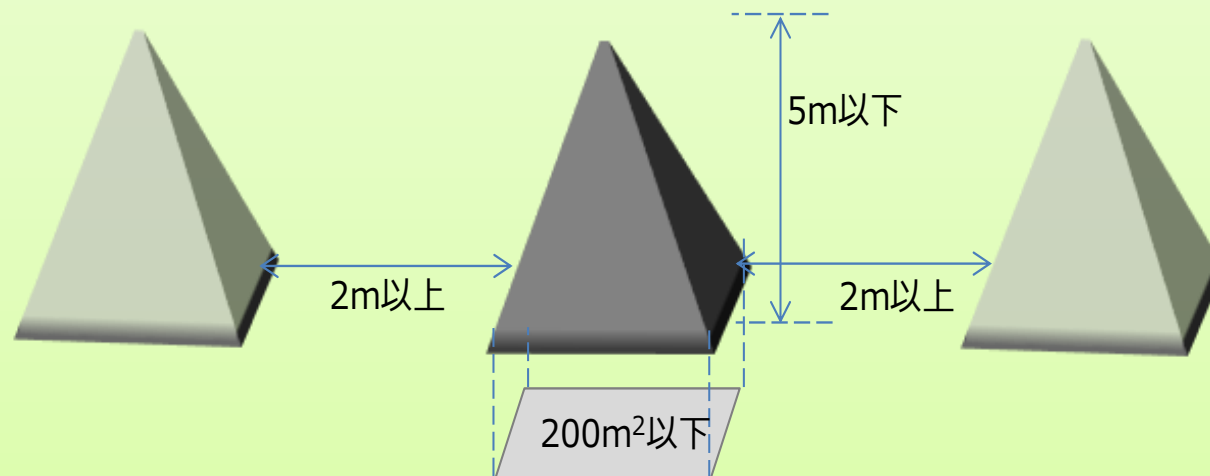


油水分離槽イメージ

保管基準に関する具体的な規定見込みの例（続き）

【火災・延焼の防止】について

- 近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講じる必要がある。
- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、**有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要がある。**そのため、搬入時に分別する必要があることから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要がある。
※運搬時においても有害使用済機器とその他の物が分別可能な状態で積載してあることが望まれます。
- 火災の原因となり得る**油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で適正に処理**することとする必要があります。
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の一つの集積単位の面積は200m²以下とする必要があります。
- また、（不燃性の仕切りを設ける場合を除き）一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は2m以上とする必要があります。



集積単位相互間の離隔禁止イメージ図

有害使用済機器の処分の基準（政令規定事項）

法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。【政令第十六条の三】

一 （省略）

二 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

（１） 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

（２） その他環境省令で定める措置

ロ 処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること

ニ イからハまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

三 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。

有害使用済機器の処分の基準に関する説明

【飛散流出防止】について

- 有害使用済機器の処分に当たっては、有害使用済機器やその破片等が飛散するおそれがある。また、油や有害物質を含む物もあり、これらの飛散流出を防止する必要がある。

【騒音・振動等の防止】について

- 有害使用済機器の処分に伴い騒音や振動、悪臭等が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、周辺の生活環境上支障が生じないような措置を講じる必要がある。

【火災防止等】について

- 有害使用済機器には前述の通り、衝撃等で発火する可能性がある物が含まれている場合があり、処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管、電池等処分により有害物質の飛散・流出の恐れがあるものを取り除く必要があります。また、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的に装置又は目視等により確認する必要がある。さらには、延焼防止のため消火器を設置する等の措置も考えられる。
- ※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の乾電池については、分別後適正に処理する必要がある。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】について

- 有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要がある。

【禁止行為】について

- 有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されている。

処分基準に関する具体的な規定見込みの例

処分にかかる生活環境保全上の措置

- 有害使用済機器の中にはリチウムイオン電池など破碎や圧縮により発火するおそれのあるものが含まれている場合があること等から、処理に適さないものが含まれている場合は除去できるような措置を講ずる必要がある。また万が一火災が起こった場合の初期対応として、消火器を備え付けるなどの措置も必要。

破碎処理に係る火災・爆発防止措置

＜破碎に伴う機器の高熱化による設備内の火災・爆発＞

- 有害使用済機器の中に発火性・引火性の高い部品等が含有されている場合、破碎に伴い、機器及びその一部が高熱化し、設備内で火災、あるいは爆発するリスクが生じます。一度、設備内で火災、あるいは爆発が発生すると、設備の損壊に伴う費用のみならず、周辺作業員が死傷・負傷する恐れがあるので、破碎を行う場合は、事前に発火性・引火性の高い部品（電池、バッテリー等）を除去するとともに、散水等の火災防止、防爆措置など必要な措置を講じる必要がある

＜破碎後の高熱状態の機器破碎物からの火災＞

- 破碎後の機器破碎物は高熱状態となっている場合があり、そこに電池、バッテリー等が混入していると火災が発生する恐れがあるため、破碎物が高温状態となっている場合は選別保管する等、火災が起こらないように注意する必要がある。

＜破碎により発生した金属の欠片や粉じんからの火災＞

- 破碎により発生した金属の欠片や金属粉が雨水や湿気等と反応し、発熱及び水素等の可燃性気体の発生・着火による火災の可能性がある。特にコンテナ等の密閉空間の場合には火災の危険性が高まります。そのため、破碎機の清掃や、大量に在庫を保管しない等の措置をとることが望まれます。

溶断に係る火災・爆発防止措置

- ガス等による溶断を行う際、残存していた危険物に着火して爆発するおそれがある。可燃性ガス、引火性の物の蒸気又は可燃性の粉じんが存在して爆発・火災が生ずるおそれのある場所でガス等による溶断を行う場合においては、通風、換気、除じん等の措置を講じる必要があります。

主な規定見込事項

（※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間とりまとめより抜粋）

帳簿関係

○対応方針

- 有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（機器毎、引取先、引取量、取扱い法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等を記載。）。

規定見込み事項

・ 帳簿記載事項

保管	一 受入れ年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出先ごとの搬出量と品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の持出先ごとの持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

- 毎月毎に前月分の記録を終了
- 一年ごとに閉鎖
- 閉鎖後五年間事業場ごとに保存

④届出手続き

有害使用済機器の指定に係る根拠条文

- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- （中略）
- 六 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

【法第17条の2】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）
（廃止の届出）

- 第十六条の四 法第十七条の二第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

届出手続きに関する説明

- 法第17条の2 第1項（届出、対象者）
- 法第17条の2 第6項（業を廃止した場合等の届出）
- 有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者は、事業開始の10日前までに、管轄する都道府県知事、廃棄物処理法第24条の2に定める政令市長への届出が義務づけられている。
- 届け出た事項を変更する場合についても、同様に届出が必要がある※。
- また、有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後速やかに届出が必要がある。
- なお、法令に基づき許可等により環境保全上の措置が講じられている等の者は届出義務が除外されています。
※保管又は処分を業として行おうとする者とは、反復継続して当該保管又は処分を行う者をいいます。

主な政令事項及び省令規定見込事項の詳細④（届出除外対象者）

主な規定見込事項 （※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

3. 届出除外対象者

以下の者を指定する。

- ① 関係法令の許可等を受けた者（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）等）
- ② 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（実態調査結果等を踏まえ、事業場の敷地面積100m²未満の者を想定）
- ③ いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）

（※改正法の条文解釈上、適用除外と整理しうるかを精査の上、省令にて規定。）

4. 届出事項・書類 等

廃棄物処理法に基づく処分業の許可に関する申請事項・書類（許可基準に係るものを除く。）及び排出事業者自らが場外保管する場合の届出事項・書類を参考として定める。

○届出事項・書類

- ・ 申請者の基本情報（氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類）
- ・ 事業一般に関する事項（事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類）
- ・ 保管に関する事項（保管する品目、保管場所の面積、保管量・保管高の上限、保管場所の図面（平面図、構造図等））
- ・ 処分に関する事項（処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・設置場所の図面（平面図、構造図等））

○届出の時期

- ・ 新規は事業開始前10日前までとすることとする。
- ・ 届出事項の変更についても、廃棄物の取扱いを参考に、基本的に同様とすることとする。

○その他必要な事項

- ・ 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後10日以内に提出。）。

※上記のほか、廃止の届出に係る事務を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう所要の措置を講ずる。

報告徴収、立入検査等の根拠法令

法第十七条の二 第三項

次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

準用する条文

条文	概要
第十八条第一項	報告の徴収
第十九条第一項、第三項及び第四項	立入検査
第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）	改善命令
第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項	措置命令

罰則

	罰則
措置命令違反（法第25条第1項第5号）	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反（法第26条第2号）	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反（法第30条第6号）	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等（法第30条第7号）	
立入検査の拒否等（法第30条第8号）	

今後の検討事項（有害使用済機器関係）①

検討会中間取りまとめにおいて、有害使用済機器の保管等に係る今後の課題を以下のとおり整理しており、これを踏まえて対応することとする。

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないよう、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、バーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。
- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。

「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロンの放出リスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として自動販売機やショーケース、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。

また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。

以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

今後の検討事項（有害使用済機器関係）②

（前項からの続き）

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めた**いわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべき**である。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない**有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべき**である。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、**リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべき**である。

2. その他の改正事項（適正処理の推進関連）

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

＜明らかになった課題＞

- (1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

平成28年1月 事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
" 2月29日 愛知県が改善命令
" 4月18日 岐阜県及び三重県が許可取消し
愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
" 6月27日 愛知県による許可取消し

2. 法改正事項等

(1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

- 市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、**必要な措置を命じることができる**こととする。

(第19条の10)

- 排出事業者に対する通知を義務付けることとする。(第14条の2第4項等)

→【主な省令規定見込事項】

- ・ 許可取消から**10日以内**の通知
- ・ **5年間の通知の写しの保存** を義務化

(2)マニフェスト制度の強化

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。**(第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者^①に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。

(第12条の5第1項)

→【主な省令規定見込事項】（次項へ）

電子マニフェスト関係

1. 義務の対象者

- 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上（PCB廃棄物は50トンの中に含めない）の事業場を設置する者を対象とする。

2. 電子マニフェストの登録が困難な場合（⇒ 紙マニフェストに記載（備考・通信欄））

情報処理センターへの電子マニフェストの登録が困難な場合は、次の場合とする。

- 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

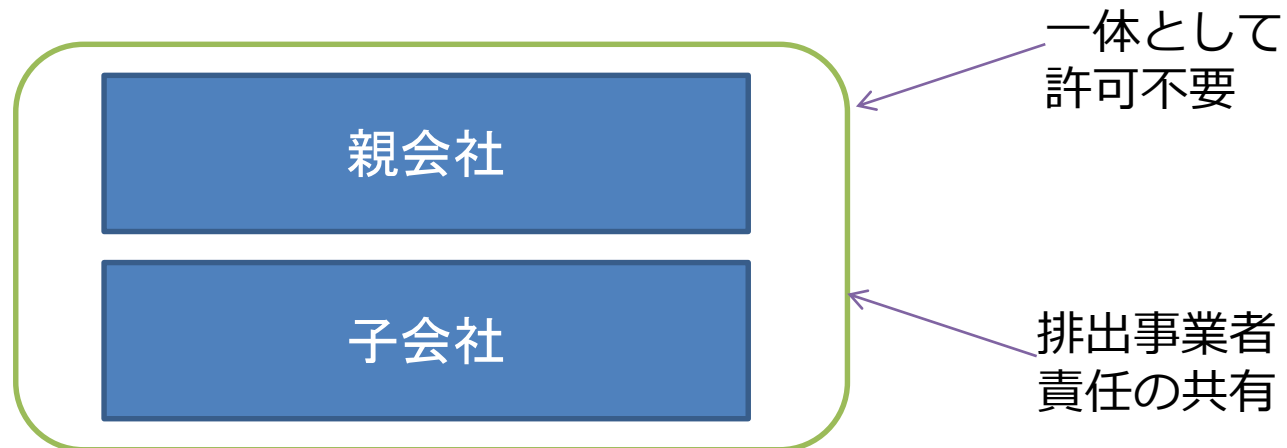
3. 情報処理センターへの登録期限

- 義務対象者は、運搬又は処分受託者に廃棄物を引き渡した後、3日以内（土日祝日を含めない）に、引渡し年月日等の事項を情報処理センターに登録する。
- ※ ただし、原則としては予約登録機能等も活用し、速やかに登録することが望ましい。
- ※ 処理業者からの報告についても同様に3日以内（土日祝日を含めない）に登録とする。

法改正事項(第12条の7)

親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の**都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。**

※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



主な規定見込事項

1. 一体的な経営を行う事業者の基準

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当する。

- ①当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ②次のいずれにも該当する。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

2. 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

- ・認定グループ内の産廃処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。
 - ・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
 - ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。（※委託基準違反、マニフェスト虚偽記載などの罰則の可能性）
 - ・知識及び技能を有すること。
 - ・経理的基礎を有すること。
 - ・欠格要件等に該当しないこと。
 - ・基準に適合する施設を有すること。
- 等

3. 施行期日等

1. 改正法の施行期日を定める政令

- 改正法（電子マニフェストの一部義務化関係を除く。）※の施行期日は、**平成30年（2018年）4月1日**とする。
- 改正法のうち、**電子マニフェストの一部義務化関係の施行期日は、2020年4月1日**とする。

※ なお、改正法の施行の際に現に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月間（10月1日まで）、届出の猶予期間。

2. その他

- 上記**施行期日以前における**電子マニフェスト使用者に係る情報処理センターへの**登録期限等を3日以内（土日祝日・年末年始を除く。）**に改め、その施行期日は、**平成31年4月1日**とする。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
多量排出事業者 の準備		 排出量の把握	○6/30 処理計画提出 ○7月～ JWNET加入 ○電子マニフェスト対応 業者との契約	○4/1 施行

今後のスケジュール

廃棄物処理法

本年

1月26日 政令閣議決定

2月頃 省令公布、有害使用済機器
ガイドライン及び各種関係通知発出

2－3月頃 説明会

4月1日 施行

※電子マニフェスト義務化は、主に2020年
4月施行。電子マニフェストの説明会等も、
施行に向けて随時開催。

※施行の際に有害使用済機器の保管等を
業として行っている者には届出猶予期間あ
り。届出期限：平成30年10月1日

バーゼル法

本年

1月19日 政令閣議決定

2－3月頃 省令パブリックコメント

春 省令公布

春～秋 ガイドラインや通知発出、
説明会開催

10月1日 施行